

謹而詔書の聖旨を奉戴す

岡 大 路

(一)

滿洲國皇帝陛下には大日本帝國の皇室に對し奉り紀元二千六百年の祝意を述べさせらるゝ御目的を以て再度の渡日を遊ばされ、而して此の度は特に伊勢神宮、橿原神宮をも御巡拜ありて過ぐる7月10日御機嫌麗はしく回鑾あらせられたのである。

皇帝陛下に於かせられては今次の御訪日によつて、滿洲國の建國と其の興隆とは實に 皇祖天照大神の神庥と 天皇陛下の保佑に頼るとの信念を堅めさせられ、國本を悠久に奠め國民の福祉を祈らるゝ爲に 天照大神を祭祀遊ばされ、其の永典を萬世に傳へ給はんとの御心より建國神廟竝に其の攝廟たる建國忠靈廟を御創建に相成つた次第である。

斯くして7月15日の早曉を期し宮庭内の新宮居に於て鎮祭の御儀を親しく執り行はせられ、大詔を宣示し給ひ、滿洲國の國本は惟神の道に奠り、國綱は忠孝の教に張り以て政教の大本となす可きことを親諭せられ、滿洲國政府は即刻國務院佈告を以て其れを全國民に傳達した。

日滿兩國の關係は一徳一心の信義より更に進んで建國神廟となり、國民思念の根幹と其の玄義を卒直に闡明された事によつて、滿洲に於ける國民精神も劃期的の轉換を試みなければならぬ様になつた。滿洲建國以來の政教に對する指導精神としては、皇道宣布による王道樂土の建設と云ふ事であつたが、今次長くも 天照大神の靈位を御勸請ありて建國神廟の御造營となつたと云ふ事は、正しく神武建國の八紘一字を御理想とせらるゝことを意味するものであつて、既往は兎も角としても將來に向つては最早や政教に對する王道觀念を精算し、國民精神に於ては勿論の事、又吾々の關係する建築計畫と云ふ問題に對しても從來のものに再検討を加へなければならぬ事となつたのである。

(二)

扱て此處には滿洲の近代建築に關する問題を取り上げて一卑見を述べて見よう。

曾つては露西亞が北方より侵入し來り、東清と南滿の鐵道を丁字形に結び哈爾濱を中心として歐露の建築施設を試みたのであつた。日露戰役の後に於ては關東州を基點とし南滿鐵道沿線の開發と其の經營は我國の管理に屬し、其の建築施設は吾々の先輩同人の手に掛つたものであつた。而して滿洲事變を契機として滿洲國の建國となり、國都新京を始めとして全滿各地に新建築の興隆を見、驚異的の躍進を遂ぐるに至つたのであるが、思へば滿洲の地は日清戰爭の時に三國の干涉を受けて以來40數年を閲し、疊々たる波瀾の後を承けて今日に及び、初めて滿洲國々運の隆々たる發展を仰ぐ事が出来る様になつたのである。

其の間にあつて在滿の建築家諸君は何時も眞劍に精魂を打ち込んで來たのであつて、其の結

果は力作の上に立派に表現されて居る。其れに對して外來の觀光客の中には滿洲の飛躍的發展に驚異の眼を見張ると共に、新興滿洲の建築に對して或る種の批判を加へる者があるのを見受ける。建築の批判は斯界發展の爲めに最も望ましく大に傾聴す可きではあるが、若し其等の批判なるものが建築が計畫される當時の時代思想と指導精神を見逃がし又は閑却して居るとしたならば、如何なる名論卓説と雖も全く採るに足らぬものである。

我々は建築學の第一頁に於て建築には時代の思想が反映して來ると云ふ事を學んで居る。

建築計畫に立向ふ場合の精神が不純であり又自己の謬見や錯誤に陥つて居ると云ふ場合は問題外であるが、建築家が眞剣で眞面目であればある程、懸賞圖案や合議によつて研究が加へられる程、其の時代の精神が盛られ時代思想の反映を見る様になる。余は此處に最近の例として國都の建設を見渡すのであるが、あれに參畫された建築家諸氏は非常に眞剣であつたが、只だ遺憾なことには其の時代の精神思想に確乎不動のものがなかつた。殊に建國當時にあつては實に混惑を極めたのであつて、一方には大東洋主義や大陸思想を高唱するかと見れば、他方には漢民族の間に發達した王道精神を鼓吹する人達がある。等しく五族協和を目標とするのではあるが、其れには喇嘛教に醺酔して居る民族も居れば白露系の人種も加はつて居る。日本から來た人達と雖も歐米文化の流を酌んだ人々があり、其れには新人もあれば舊思想の持主もあり、又日本主義を以て押さうと力んで居る人達もあると云ふ有様であつて、冷靜に考へて見れば滿洲建國當初の思想と云ふものは近代稀に見る混惑時代であつたと思へる。而して其の中に飛び込んだ建築家諸君の心勞は並大抵のものではなかつたが、其の建築計畫に當つては各個思ひ思ひの思想識見の上に立ち、其の遂行に對し眞剣一區進進すると云ふのであつた。斯くして滿洲建國の當初に於て未だ纏まりのつき兼ねた混惑時代の精神思想の中から生れ出た建築群であるから、其處には種々なる形相を呈して顯はれて來るのは誠に當然の事として、建築家諸君が各自の信念と職分に忠實であればある程、此の混惑時代の思想を眞正直に表現するに至つたものと思はれる。其れにしても滿洲事變以來、甚だ短かい期間にあれだけの仕事を敢行し、而かも思想的混惑時代の中に權權をとり全力を傾注して來た建築家諸君に敬意を表する次第である。

然るに今次の御詔書により、國民精神の向ふべき所を宣示されたのであつて、これを建築關係に顧みる場合には最早や叙上の様な思想的迷錯も陥る事もなく、確乎不動の國民精神と其の指導的理念の上に立ちて建築計畫を進めなければならぬのである。而して次には建築計畫の個人性と全體性と云ふ問題に觸れなければならぬのであるが、其れは其れだけの問題として相當の展開性を持つので次の機會に譲つて置く。

(三)

滿洲に於ける神社と云ふものは從來から關東州並に滿鐵附屬地の中に建設されて居つたが、昭和12年11月30日、滿鐵の地方行政が滿洲國に移讓された際に神社と教育は日本大使館の管理

に保留される事となつた。北滿の開拓地に於いても日本より渡來する農民の集團部落には其の公式たると非公式たるとに拘らず必ず日本の神廟を奉祀して敬神の中心となし、而して其れは甚だ遺憾な事ではあるが、今日までの所では單に日系民族のみの問題に限られ、敢て他民族の關する所ではなかつたのである。

滿洲には従來より幾多の寺閣堂廟があつて、夫々の民族民衆の尊崇を呼び信仰思想の醸成につとめて居り、中には感謝報恩の祈念を忘れはて、延命射倖の功利に墮するものさへも見られ、各個民族の間に各種多彩の信仰思想を有し相互の間には殆んど相容るゝ事がないと云ふ状態であるから、五族協和の理想が如何に高唱されても其の達成には中々前途遼遠なるものがあつた。

此の時に當りて 滿洲國皇帝陛下に於かせられては此の度の御訪日を一轉機として宮廷内に建國神廟を建て、天照大神の神位を勸請し奉り、以て帝範を垂れ國民精神の嚮ふ所を示されたと云ふ事は正に一大事件であるに相違ない。これによつて滿洲各地の神社は日系民族のみの尊崇中心であると云ふ觀念を去り、五族の民衆を誘ふて建國神と崇め祀り、相共に奉りて 皇帝陛下の御安泰と國運の隆昌を祈願し奉るのでなければならぬ。五族の民族をして敬虔なる可き其の態度にまで誘導し、精神思想の善導をはかると云ふ事は容易の業ではないであらうが、これこそは日系民族に課せられた重責と觀じ、其の思念をば何うしても五族の民族に徹底せしむる覺悟を決めなければならぬ。

これを建築の問題に就て考察する場合に、滿洲に於ける神社神廟の計畫に對しては此處に認識を新たにし、其の崇高なる意義の顯示を誤る事なく、而かも五族協和の根本中心たらしむると云ふ深遠なる理想を以て進むのでなければならぬ。

(四)

今や日支事變は聖戰の第4年度に入り、南方遙かに佛印竝に英領緬甸の地方にまで問題が擴大した。東洋平和の確立と其の安定勢力としての滿洲國の立場は益々其の重要性を加へて來る。其れに昨年9月、獨逸の蹶起によつて展開された歐洲の戰亂は獨伊の提携によつて、世界に日没なきを誇つた英帝國を屈服せしめんとし、其の波動は當然東洋にも及ぶものある可きを豫想される時に、吾人の覺悟を更に新たにしなければならぬものがある。

時勢の推移轉變此の如く急激に且つ重大なる今日の非常時に際して、此の度の詔書を拜し、滿洲國の國本は惟神の道に奠り、國綱は忠孝の教に張ると宣示され、政教の指導精神を神武建國の御理想に據つて確立されたと云ふ事は、吾人蒼生に於ても明朗勇躍を覺ゆるを禁ずる能はざるものがある。而して我々の建築關係に於て、滿洲の風土や民度と云ふものゝ影響を受ける事は勿論であらうけれども、其れの建築計畫なるものは何時の世にも時代の精神思想を眞正直に反映するものと云ふ事を念頭に置き、建築と云ふ職能を通し又其の技能に於て常に今次詔書の御聖旨に添ひ奉らん事き期す可きである。

(7月17日稿)

簡易家屋懸賞の發表に當りて

岡 大 路

本年は本會の創立20周年に當るので其の記念事業の一として「簡易家屋の構造竝に施工法」と云ふ題を撰び、其れを懸賞に附したのであつた。本問題は現下の時局に於て特に建築資材難の折柄、其の重要性が高調されなければならぬのであるが、其れに就ては懸賞募集の趣意書や募集規程の中に盡されて居るので此處に繰り返す事を控へて置く。

扱て今次の懸賞募集は問題が問題であるので、從來から行はれて來た建築懸賞の型を破つて其の募集規定を作成して見たのである。応募諸君に於かれても、可なり捉へ所の無い頼りない感を抱かれた事と思ふが、此の點に就ては応募諸君の方から、彼の點は斯うして欲しかつたと云ふ様な體驗上の注意を御發表あつて、將來の参考に資せられたいと思ふのである。吾々建築同人の事であるから何うか心置きなく御願したい。本會も人並に創立20周年を迎へ、今日まで兎も角も毎月の刊行を續け、現在は1700部を刷る様になつた。これは一重に會員諸兄の御支援によるものと感謝に耐へない次第であると共に、理解ある支持者竝に會務擔當同人の努力によつて平素の會務會計を整理し來り、今回の様な懸賞募集を、其れは甚ださゝやかなものであるにしても、斷然自力を以て遂行する事が出來たのである。此の後とも餘裕の出來次第此の種の計畫を企圖したいと思ふのであるから、會員諸君特に若い方達の希望、意見と云ふものを速慮なく開陳あらん事を切望する。

今回の応募圖案は約20計りであつて懸賞募集として決して多い方ではなかつた。然しこれは彼の様な出題と募集規定に對して多くの人々は假令ひ考があつても纏めるのが厄介だと云ふ譯で自然少なくなつたものであらう。而して其の審査に當つては、優秀なる部類に屬するものを撰定する事は出來るけれども扱て其れに等級を附けると云ふ段になると、各個夫々の特長を持つてゐるので其れが又仲々の困難になり、結局は撰拔された四點を同等に取り扱つたと云ふ結果になつて仕舞つた。其等の審査に對しては宍道理事を委員長として新京、奉天から御參加を願つた10氏の諸君に御願し嚴正なる詮考を遂げた次第であつて、而かも審査の後に於て座談會を催し、新京、奉天、大連と滿洲3大都市に於ける新進氣鋭の諸君の意見の發表交換を試みたと云ふ事も本會としては曾つて行つた事のない意義深きものであつた。其の會議の席に於て、此の種の催しは度々やつて欲しいと云ふ希望も出た事であり、其れは全く其の通りであるけれども、何を企てるにしても其處には先立つものがあるのであるから、精々其等の準備を整へる事に努めて本會の事業をして益々意義あらしめたいと存する次第である。

終りに本會此の度の催しを完全に遂行し得た事に就て、応募者諸君と審査員諸君とに對し深く謝意を表して置く。

簡易家屋構造懸賞應募案審査評

審査報告

審査委員長 宍道七郎
 審査委員 布施忠司
 同 田中良太郎

此の懸賞募集に就ては、其の主旨なり意義なりは募集廣告の趣意書にも明かであり、又他の委員が執筆される筈であるから、審査の経過並に結果を極く簡単に説明し、尙各案につき卑見を述べて報告に代へさせて載く。

1. 審査経過

今回の審査員は大連より4名、奉天より3名、新京より3名出る事になつて居つたので、整理の都合上集り易い大連の4名が、數度の會合によつて、先づAB2案を選り分け、A案のみを寫眞に撮つて、新京及び奉天の審査員に送り、一度眼を通してから本審査に望んでもらふと言ふ方法を探つた。ここに、「何等かの工夫の認められるもの」をA案とし、「在來の方法を一歩も出でざるもの、實現全く不可能のもの及びあらゆる點で問題にならざるもの」等主旨に反する案をB案としたわけである。

應募案中到着が締切より數日遅れたものが2通あつたが、發送の消印を視ると、當然指定日迄に到着すべく、全く郵送上の遅延である事が確認されたので、今回は除外しない事にした。それで應募案合計22通となつたが、之を地方別に見てみると、別表の通りになる。尙ほ此の中には暗號を用ひざる違反案が2點入つてゐる。

即ち、都會地にかたよつてしまつたが、期待してゐた現地に居られる驗體家の苦心策が少なくて残念であつた。又指定の建設豫定地は、新京以北10點、南滿8點、北支1點、全滿1點及び指定無きもの2點となつて居り其等も又何れも僻地でなく、都會が指定されたものの多い事も筆者等ことつて多少以外であつた。

應募案が少なく審査はむしろ樂であり、各案を一人々々充分點檢する事が出来たが、「最高賞に値する案がない」と言ふ意見に全員一致したので、入選作の扱ひ方を慎重協議の結果、發表の如く4點のみを入選と

佳作案數	入選案數	應募案數	
1		8	大連
2	2	7	新京
1		4	奉天
	1	1	齊齊哈爾
	1	1	哈爾濱
		1	北支
4	4	22	計